

岡山県いじめ問題対策基本方針の一部改訂について

1 今回の一部改訂の趣旨

積極的ないじめの認知が進む一方で、重大事態の発生が増加傾向にある中、令和4年12月に改訂された国の「生徒指導提要」や令和6年8月に改訂された「いじめ重大事態に関するガイドライン」を踏まえつつ、主に発達支持的生徒指導の充実によるいじめを生まない風土、環境づくりや、警察との連携強化による適切な対処について取組を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対処を図るため、基本方針の一部を改訂する。

2 改訂の主なポイント

(1) 生徒指導提要の改訂を踏まえて

いじめの未然防止、早期発見及び対処について「生徒指導提要」の生徒指導の4層構造（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導）に分類し、項目を再構成した。

(2) いじめ重大事態に関するガイドラインの改訂を踏まえて

いじめの積極的認知や早期発見、早期対処に加え、学校の平時からの備えやいじめを重大化させないための取組の重要性について明記した。

(3) 警察との連携強化に関する通知を踏まえて

警察との日頃からの関係づくりを進め、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるいじめ事案等については、直ちに警察へ相談・通報を行い、適切に援助を求めること等を明記した。

いじめの対処に当たり、警察に相談・通報を行いうることについて、入学式等において保護者等にあらかじめ周知することを明記した。

3 スケジュール

令和8年5月20日 常任委員会

令和8年5月22日 特別委員会

令和8年7月 教育委員会

改訂「岡山県いじめ問題対策基本方針」公表

(案)

岡山県いじめ問題対策基本方針

令和8年 月改訂

岡山県・岡山県教育委員会

目次

はじめに	1
岡山県のいじめ問題対策の重点	2
I いじめ問題への対策の方針	3
1 いじめの定義	3
2 いじめについての基本的な認識と考え方	3
(1)基本的な認識	4
(2)いじめの未然防止	4
(3)いじめの早期発見	5
(4)いじめへの対処	6
(5)学校・家庭・地域の連携	6
(6)保護者の責務	7
II いじめ問題への対策の内容	7
1 県が実施すべき内容	7
(1)岡山県いじめ問題対策連絡協議会の設置	7
(2)岡山県いじめ問題対策専門委員会の設置	8
(3)県が実施すべき施策	8
2 学校が実施すべき内容	13
(1)学校いじめ問題対策基本方針の策定等	13
(2)いじめ対策委員会の設置	14
(3)学校が実施すべき取組	15
3 重大事態への対処	25
(1)学校の設置者又は学校による調査	25
①重大事態の発生と調査	26
②調査結果の提供及び報告	28
(2)調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	28
①再調査	28
②再調査の結果を踏まえた措置等	29
III その他の重要事項	29
1 いじめ問題への対策の点検・評価	29
2 岡山県いじめ問題対策基本方針の見直し	29
表 岡山県いじめ問題対策基本方針の内容における「県が実施すべき施策」と 「学校が実施すべき取組」の構成	30
参考資料1 各発達段階におけるいじめの特徴とその対処例	31
参考資料2 重大事態対応フロー図	33
参考資料3 平成25年度以降のいじめ問題に関する国の通知等	35
参考資料一覧	36

はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

このような認識に基づき、本県ではこれまで、指導資料集や実践事例集を作成し、各学校におけるいじめ対策の取組を充実させてきた。また、平成20年の「いじめ防止フォーラム」では、参加した児童生徒によって「岡山県子どもいじめ防止宣言」が採択され、毎年6月の「いじめについて考える週間」には、この宣言をもとに、各学校の主体的な取組が行われてきた。

さらに、スマートフォン（以下「スマホ」という。）等を介してのソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）等によるいじめなど、新たな課題への対応として、平成27年度からスマホ・ネット問題総合対策を実施し、教職員の指導力の向上や保護者への啓発とともに、各学校での子どもたちの主体的な活動のきっかけとして、地元新聞社や大学とも連携して、「OKAYAMAゆめスマサミット」（旧「OKAYAMAスマホサミット」）等の取組も継続してきたところである。

いじめ問題への対策としては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行されて以降、国により「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）の策定や、令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂が行われている。

本県においては、平成30年3月、「岡山県いじめ問題対策基本方針」（平成26年3月策定。以下「県の基本方針」という。）を改定し、対策を強化しているところであるが、積極的な認知が進む一方で、重大事態の発生件数が増加傾向にあるなど、憂慮すべき状況にある。

そこでこの度、令和4年12月改訂の『生徒指導提要』において示された発達支持的生徒指導を意識した取組により、多様性を認め、人権侵害をしない人へ育つ過程を支えることで未然防止を図ることや、発生したいじめに適切に対応するため、警察との連携を強化することなど、本件のいじめ問題への対策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、県の基本方針を改訂することとした。

いじめ問題の解決のためには、学校内外の連携に基づくより実行的な組織体制を構築し、大人が児童生徒の健やかな成長をしっかりと育むとともに、児童生徒がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないといった意識を持たせることや、主体的に改善しようとする力を育成することが必要であり、県の基本方針の趣旨を踏まえて県、市町村、学校、家庭、地域住民、その他の関係者がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組まなければならない。そのためにも、市町村教育委員会や各学校においても、今回改定された県の基本方針の内容を参考にして、それぞれの基本方針を改定するなど、いじめ問題の解決に向けた取組を進めていただきたい。

岡山県のいじめ問題対策の重点

◎ 本県のいじめ問題への対策は、県の基本方針に示された内容に基づいて実施するが、特に次に示した内容については、重点を置いて早急に取り組むこととする。

1 児童生徒のいじめの問題に対する主体的な活動を全ての学校で推進

「いじめについて考える週間」を中心として、児童会・生徒会活動や学級活動等において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取組を実践するなど、自分たちで改善しようとする児童生徒の主体的な活動を、全ての学校で推進する。

2 学校園や地域と連携し、就学前の子育て研修を全ての保護者を対象に実施

3歳児健診や入学説明会等の全ての保護者が参加する就学前の機会を活用し、児童生徒との接し方や生活習慣の確立のさせ方、規範意識の育て方などについて主体的に学び合うことのできる研修を全ての地域や学校で実施し、学校園、家庭、地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見、解消に関わる気運を高める。

3 様々な事情・背景に起因するいじめに関する教職員研修を全ての学校で実施

教職員の資質能力向上のため、ネット上のいじめ、発達障害、性同一性障害、その他様々な事情・背景に起因するいじめとその対処法に関する研修を全ての学校で実施するとともに、他の教職員に指導できる中核となる教職員を全ての学校で養成する。

4 児童生徒への情報モラル指導や保護者への啓発を全ての学校で実施

全ての児童生徒に対して、各学年で情報モラル等についての指導を計画的に実施する。また、保護者にSNS等の危険性などについて、認識を深めてもらうため、子どもが小学校低・中・高学年、中学校、高等学校の期間にそれぞれ1回以上、保護者対象の研修を全ての学校で実施する。

5 積極的に認知したいじめの100%解消を目指し、組織的取組を徹底

全ての学校や教育委員会が、それぞれの責任を果たし、結果として本県のいじめの100%解消を目指し、積極的に認知したいじめを放置することなく、組織的に徹底して解消に取り組む。

I いじめ問題への対策の方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの認知は、いじめられた児童生徒の生命及び身体を守り、適切な支援や指導につなげるために行うものである。その趣旨に照らせば、端緒として得た情報の内容が、明らかにいじめに該当する場合はもとより、いじめに該当する疑いがあると認められる場合であれば、その事実を確認する前に、端緒を得た段階でいじめの認知として取り扱い、認知の初期から組織的な対応を行う必要がある。

また、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、認知したいじめが、意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、発達段階や状況に応じた適切な指導及び支援を行うことが重要である。

2 いじめについての基本的な認識と考え方

「はじめに」で示したいじめの基本的な認識に加えて、次の点についても理解した上で、対策に取り組む必要がある。また、児童生徒の発達段階により、いじめの行為の表れ方には違いがあり、その特徴を十分認識した上で、適切な指導を行う必要がある。[P 3 1 参考資料 1 参照]

(1) 基本的な認識

いじめ問題への対策は、児童生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童生徒が自らの問題として受け止め、考えられるように学校の内外を問わず行われなければならない。そのためには、児童生徒が、困っている他者の存在に気づき、支え合い、必要に応じて大人に相談することができる関係づくりや集団づくりを進めることが求められる。

また、いじめは、いじめられた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であることから、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめ防止等の対策に取り組む必要がある。

いじめの問題は、互いに認め合い、共に生きる社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題である。いじめのない社会を実現するため、大人一人一人が、自他の人権を尊重する意識を持ち、学校のみならず、規範意識や他者との関係づくり等を学ぶ場である家庭、児童生徒を見守り成長を育む場である地域、そして関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの未然防止等に連携して取り組まなければならない。

(2) いじめの未然防止

ア 全ての児童生徒を対象とした基盤的取組（発達支持的生徒指導）

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する力の素地を養うとともに、児童生徒が自らの行動を律し、適切に判断・行動できる自己指導能力を育成することが必要である。

また、全ての児童生徒が自己肯定感や充実感を得られるよう、「安全で安心な学校づくり」を推進する。

イ いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることへの理解促進（課題未然防止教育）

学校は、児童生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう、道徳や学級活動等を通じて児童生徒の「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促すとともに、日常の関わりの中で児童生徒の小さな変化や困り感に早期に気づき、深刻な問題に発展する前に適切な支援や指導につなげなければならない。そのため、児童生徒が困り感を表出できる「訴える力」を育むとともに、いじめを見過ごさず、互いに支え合う学校風土の醸成に努める。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、児童生徒がストレスに適切に対処できる力を育成する。

さらに、学習規律及び生活規律の定着を図り、落ち着いた学習環境及び学級活動の基盤を整えるなど、いじめの未然防止に資する取組を推進する。

これらの取組を実効性のあるものとするため、学校は、いじめ防止に関する教職員研修を計画的・継続的に実施し、教職員一人一人の予防力や気づく力、対応力の向上を図る。

また、教育委員会及び校長は、平素から方針の周知、組織体制の整備及び教職員への指導助言を行うほか、いじめ防止の取組について定期的に点検・評価を行い、改善に活かす必要がある。

加えて、スマホやSNS等の普及により増加するネットいじめへの対応として、情報モラルに関する指導を計画的に実施するとともに、保護者に対しては就学前からの啓発に努める。

(3) いじめの早期発見（課題早期発見対応）

いじめの早期発見のためには、大人が児童生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、学校や学校の設置者は、日々の健康観察、1人1台端末の活用も含めた定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒の心身の状態や人間関係を積極的に把握し、変化にいち早く気づけるように努めるとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるほか、家庭、地域と連携して、地域全体で児童生徒を見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要である。

さらに、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に考慮した上で、継続してSNS等の利用実態の把握と指導に努める必要がある。

(4) いじめへの対処（困難課題的生徒指導）

いじめの疑いが認められた場合、学校は、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに組織内で情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えた丁寧なアセスメントの実施やケース会議の開催等、多角的視点から組織的に対応する。その際、いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先とし、いじめたとされる児童生徒に対しては事実確認をした上で、教育的配慮のもと、適切な指導を行う。また、いじめられた児童生徒の心身の回復及び学校生活への円滑な復帰を見据え、継続的な見守り及び支援を行う。

学校は、家庭への連絡並びに教育委員会への報告及び相談を適切に行い、必要に応じて関係機関（児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等）と連携する。

なお、学校や教育委員会が、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関との適切な連携といじめ問題に対する方針の共有が必要である。そのためには平素から学校や教育委員会が、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(5) 学校・家庭・地域の連携

いじめ問題への取組の重要性について共通認識を持ち、学校、家庭、地域が一体となって取組を推進することが大切である。児童生徒が家族や地域の大人たちとふれあう機会を充実させ、大人が児童生徒の育ちに関心を持つとともに、大人自身が手本となって生き方を児童生徒に示し、好ましい環境をつくり、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す。そして、学校の基本方針を家庭や地域に周知し、共有した上で学校と連携して対応することが必要である。そのために、学校が、学校評議員や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用して地域との連携を図ったり、PTAや地域の関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする中で、児童生徒への関わり方についての啓発を進めたり、我が子も含めて地

域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼したりしておくことが必要である。また、子育てに悩む家庭が、就学前の早い段階から、相談をしたり、支援を受けたりできるように、相談窓口の周知を進める必要がある。

なお、日頃から教育委員会は、子どもを地域の中で育てることができるよう、学校と地域や関係機関等との円滑な連携を支援する必要がある。

(6) 保護者の責務

保護者は、児童生徒に対する教育について、第一義的責任を有しており、就学前の幼児期から、人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育てを行うことが必要である。

そのため、学校園や地域と連携し、思いやりや生命を大切にする心、善悪を判断する力、正義感、他者とのより良い関係を築く力など人間形成の基礎となる力を育むための指導等を行うとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの未然防止、早期発見、解消等の対策に参加し、協力する必要がある。特に、児童生徒のネットを含むスマホ等の利用を管理することは、保護者の責務であり、持たせる必要性について十分に検討した上で、児童生徒に持たせる場合には、共にトラブルから自身を守るためのルールづくりを行う必要がある。

また、児童生徒が安心できる生活環境を確保し、悩みを相談できるように発達段階に応じた良好な親子の関係づくりに努める必要がある。特に思春期においては、不安定な心理状態や複雑化する交友関係、スマホ等の情報機器に関わる時間の増加等により、いじめへの関与も複雑化しやすいことを踏まえ、親子がしっかり向き合うとともに、小さなことでも心配な兆候が見られた際には、学校や相談機関に迷うことなく相談していく必要がある。

Ⅱ いじめ問題への対策の内容

1 県が実施すべき内容

県は、いじめ防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、そのために必要な措置を講ずる。

(1) 岡山県いじめ問題対策連絡協議会の設置

県は、法の趣旨を踏まえ、いじめ問題への対策に係る機関等との連携を図り、学識経験者による専門的な意見を得ながら、施策の効果の検証や今

後の施策のあり方について検討するため、岡山県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、学識経験者、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、PTA、主任児童委員、その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成され、情報交換を行いながら、施策の実施状況や学校での取組について協議し、その改善を図ることで、学校、家庭、関係機関等との連携の強化を図る。

（２）岡山県いじめ問題対策専門委員会の設置

県教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、県立学校における個別のいじめ事案の調査や当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る等のために、岡山県いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。専門委員会には、学識経験者、精神科医、弁護士、心理・福祉やネット上のいじめ等に関する専門家などの専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

設置する専門委員会は、県立学校におけるいじめの事案について、県教育委員会が報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に、この調査を行う。また、県教育委員会が、法第28条に規定する重大事態に係る調査を県立学校の設置者として行う場合にも、この調査を行う。

（３）県が実施すべき施策

いじめ問題への対策のために県が実施する施策は、次の三つの観点から実施する。

- 県立学校を所管する県教育委員会として実施する施策
- 市町村教育委員会に対して必要な指導、助言又は援助を行う県教育委員会として実施する施策
- 私立学校を所轄する知事として実施する施策

① いじめの未然防止

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

- 豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえる。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、いじめと正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権

教育及びボランティア活動や自然体験活動などの体験活動等の充実を図るため、教職員の指導力向上を図る。

イ 「いじめについて考える週間」を中心とした児童生徒による主体的な活動の支援

- 「いじめについて考える週間」を中心として、児童会・生徒会活動や学級活動等において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取組を実践するなど、自分たちで改善しようと努力する児童生徒の主体的な活動を、全ての学校で推進し、いじめを許さない強い心や態度を育成する。
- 「いじめ防止ポスター・標語」の制作等を通して、いじめを許さない意識の高揚を図る。

ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成

- 学校生活における個々の児童生徒の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握するための各種心理検査等を計画的に実施する。
- 心理検査等の結果を活用して主体的に参加できる学習活動や学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させることで、自己有用感や充実感を育み、いじめが起こりにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを支援する。

エ 教職員の資質能力の向上と教育相談体制の充実

- いじめ問題への対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図るため、ネット上のいじめとその対処法に関する研修、カウンセリングやストレスマネジメント等に関する研修、発達障害や性同一性障害等の様々な事情・背景に起因するいじめの正しい理解に関する研修などを、全ての学校で実施する。
- それぞれの対処法に精通し、他の教職員に指導できる中核となる教職員を、全ての学校に養成する。
- スクールカウンセラーなどの専門的知識を有する者の派遣により教育相談体制を充実する。

オ 「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭への支援

- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動ができるような取組の実施を促す。
- 3歳児健診や就学時健診、小学校等の入学説明会等の全ての保護者が参加する機会を活用し、「親育ち応援学習プログラム」等を使い、保護者が主体的に学び合うことのできる研修を全ての地域や学校で実施する。
- 「すこやか育児テレホン」等を活用した育児相談の周知を図り、就学前から我が子への接し方に悩む保護者への支援を行う。

カ ネット上のいじめについての児童生徒の教育や保護者の啓発の促進

- 全ての児童生徒に対して、ネット上のいじめを防止し、トラブルに未然に対処できるよう、情報モラルに関する指導の教材を作成するとともに、年間計画に位置付け授業を実施する。
- 「OKAYAMAゆめスマサミット」等の開催により、児童生徒による主体的な取組を全県で推進する。
- 保護者に、SNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めさせ、フィルタリングの設定等の普及やルールづくりの必要性を周知するため、学識経験者や通信事業者の協力も得ながら、子どもが小学校低・中・高学年、中学校、高等学校である期間にそれぞれ少なくとも1回、できるだけ早期に、保護者を対象とした研修を全ての学校で実施するよう、指導・助言する。

キ 学校評価・教員評価への指導・助言

- 学校評価において、評価項目としていじめへの取組を含めるものとする。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの防止に係る取組の達成目標を設定し、具体的な取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえていじめの未然防止等のための取組の改善に取り組むよう、学校に対する指導・助言を行う。
- 教員評価においても、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、児童生徒の理解、未然防止や早期発見、発生したいじめの組織への情報伝達と迅速かつ適切な対応・取組等を評価するよう指導・助言を行う。

ク いじめ問題への対策のための調査研究成果の普及

- 市町村教育委員会や学校が主体的に行ういじめ問題への対策についての調査研究に対して助言や支援を行い、結果を検証した上で、県内の市町村教育委員会や学校に対してその成果の普及を行う。

② いじめの早期発見

ア 定期的な調査等の実施についての指導・助言

- いじめを早期に発見するため、学校において児童生徒への1人1台端末の活用を含めたアンケート調査や教育相談など定期的な調査等が、児童生徒がよりいじめを訴えやすく効果的に行われるよう指導・助言を行う。

イ 相談体制の充実

- 相談窓口の設置、匿名相談アプリの活用等により、いじめに関する通報及び相談受付の体制を充実させるとともに、県内の県青少年総合相談センター、県総合教育センター等における面談・電話等の相談窓口の一層の周知を行う。
- 地方法務局や民間団体における相談等との連携を図るなど、県内の相談体制の充実を図る。

ウ 「ネットパトロール事業」等によるネット上の書き込みの監視

- 児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、公立学校については「ネットパトロール事業」等による監視を継続し、その結果を該当校に連絡することで、早期にネット上のいじめに対処できる体制を整備する。

③ いじめへの対処

ア 学校や市町村教育委員会への支援といじめの解消

- 全ての学校や教育委員会が、それぞれの責任を果たし、いじめをより積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。
- 学校で実施した調査や相談窓口等で把握したいじめについては、まず

学校において早期のきめ細かい対応を行うが、公立学校においては、解決が進まない場合に、教育委員会と連携し、解決を図る。

- 県教育委員会は、相談のあったいじめに悩む児童生徒や保護者への助言や支援を行うとともに、対応に苦慮している県立学校や市町村教育委員会への助言や支援を行い、継続して対応する。
- 私立学校においては、県総務部総務学事課がいじめ問題の対応窓口であり、県教育委員会から研修機会の提供や必要に応じて専門家の紹介等の支援を受けるなど、日常的に県教育委員会と連携しながら、いじめ問題に取り組む。

イ 学校と警察との連携の推進

- 警察は、児童生徒の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じている又はそのおそれのある事案や加害者に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対し、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとることとしている。

これらのいじめ事案については、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、日頃からの警察との信頼関係づくりを推奨し、連携した対応をとるよう学校に対して指導・助言を行う。

ウ スクールソーシャルワーカー等を活用したいじめの背景要因への対応

- 児童生徒がいじめを行う背景要因に着目し、生活環境等の課題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカー等の派遣を行うとともに、関係機関等と連携しながら改善を図る。

エ 出席停止に係る措置

- いじめられた児童生徒等が、安心して教育を受けられるようにするため、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて出席停止の措置が講じられる場合には、法の趣旨に基づいて適切に行われるよう、

市町村教育委員会に対して指導・助言を行う。

オ いじめの当事者間の学校が異なる場合における連携協力体制の整備

- いじめられた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめた児童生徒やその保護者に対する指導や助言を行うことができるようにするため、関係する学校間の生徒指導担当者の連絡会議を持つように指導するなど学校相互の連携協力体制を整備する。

2 学校が実施すべき内容

学校は、いじめ防止等のため、校長の強いリーダーシップの下、全ての教職員が強い使命感をもって、保護者、地域とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を組織的に推進する。

(1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定等

① 基本方針の策定

学校は、国又は県等の基本方針を参考にして、いじめ問題への対策についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定め、学校のホームページや学校だよりなどにより、保護者や地域の方が基本方針の内容を確認できるよう徹底し、その内容を必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

<学校の基本方針の内容>

- 「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に関する方針・
具体的取組内容
- 生徒指導体制や教育相談・通報窓口等の体制
- 校内研修等教職員の資質能力向上を図る取組 等

学校の基本方針は年度毎に見直し、保護者や地域の方、専門家や関係機関等の参画を得た方針になるようにするとともに、具体的ないじめ防止等の対策に係る取組について検討する。また、児童生徒の意見も取り入れ、いじめの防止についての児童会・生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な

参加が確保できるようにする。

② PDCAサイクルによる取組の点検・改善

学校の基本方針に基づきいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、各種取組を行う。

取組後は、学校評価や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」のチェックリストの活用等により目標の達成状況を確認・評価し、取組の効果について検証した上で、新たな計画を策定することにより、さらに効果的な取組となるように努める。

<学校評価等の評価項目に位置付けられる取組事例>

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- 定期的、必要に応じたアンケート
- 個人面談、保護者面談の実施
- 校内研修の実施 等

(2) いじめ対策委員会の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」等の名称により（組織の名称は学校の判断による。）、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

いじめ対策委員会は、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数による状況の見立てを行い、必要に応じて、心理や福祉の専門性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家等の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

<いじめ対策委員会の役割>

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・いじめへの対処】

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見・いじめへの対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録を行う役割
- いじめに係る情報が入った場合に、組織的に対応するための中核としての役割
 - a 緊急会議を開き、情報の迅速な共有
 - b 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - c 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - d 保護者との連携 等
- いじめへの対処後の被害・加害児童生徒に対する学校の対応状況（日常的な観察等）を確認する役割

【学校の基本方針に基づく各種取組】

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの未然防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校の基本方針の見直しを行う役割

(3) 学校が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア 校内指導体制の確立

- 校長の強いリーダーシップのもと、学校の生徒指導方針やいじめ問題対策の基本方針に基づいて、いじめ対策委員会を中核として、教職員の共通理解を図り校内組織を整備し、生徒指導体制や教育相談体制を確立する。
- 年間の学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

例えば

児童生徒の小さな変化をつかむための視点の交流や、教育相談的な聴き方演習などの校内研修を行ったり、日頃から、互いに学級経営や授業、生徒指

導等について、気軽に話し合える職場の雰囲気づくりに努めたりすることなどが考えられる。

イ 児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成

- 互いを思いやり、生命を大切にする態度、自他の人権を尊重する意識を育成するため、実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、道徳教育や人権教育の充実に努める。
- 日頃から児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が、自分たちの生活をより良くしていくために、様々な問題を自分たちで考え、主体的に改善していこうとする取組を教職員が積極的に指導・支援することで、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。

例えば

講師を招いて、命の大切さについて心に響く話を聞く機会を設けたり、近隣の学校の生徒会役員が集まり、意識を高めて取組の活性化を図ることを目的とした「生徒会役員交流会」を開催したりすることなどが考えられる。

ウ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

- 授業や学級での活動、学校行事等におけるボランティア活動や自然体験活動等の体験活動、あるいは部活動や地域での活動等の中で、豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。
- 特別活動等の時間を利用して、ストレスに適切に対処する力や他者と関わるために必要なスキルを身に付けさせる教育を実施する。
- 日頃から規律ある集団の中で、一人一人が活躍できる活動や授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感や充実感、多様な人がいた方がよいという感性を育むことにより、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくる。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとする児童生徒の訴える力を育成するとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。

例えば

互いに学び合う授業づくりの工夫を進めたり、児童生徒が同級生や異年齢の集団の中で、社会や周りの人々とのつながりを実感できるような豊かな体

験活動を計画したりすることやストレスマネジメント、ソーシャルスキルに関する教育プログラムを実施することなどが考えられる。

エ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進

- 学級等の中で起こったいじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、いじめの発端となる可能性のあるトラブルを自分たちで解決しようとする意識を持たせ、自ら乗り越えていく経験をさせる。
- 「いじめについて考える週間」に合わせて、児童会や生徒会による主体的・自治的な活動の中で、いじめの防止についての取組を企画立案し、実施することで、困難から逃げることなく、正面から立ち向かうたくましさや勇気を持ち、いじめについて身近な大人に訴える力を育てるとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合い協力していくことの大切さを実感させる。

例えば

- 自分たちの考えを「いじめ防止宣言」としてまとめ、いじめをなくすためのルールづくりを行う。
- 演劇や弁論大会を通して自分たちの考えを訴える機会を設ける。
- 学校いじめ防止基本方針を、児童生徒とともに見つめ直し、その考えを反映させる。

オ いじめを法的な観点から考えさせる取組

- いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、いじめられた児童生徒や社会に対する行為の結果の顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要である。そのような視点から、発達段階に応じて、法律の意味や役割について学ぶ機会を持たせ、ルールを守る姿勢を身に付けられる取組を行う。
- 警察と連携し、いじめやネットモラルの要素を取り入れた非行防止教室等を開催するなど、自身の行為に対するリスク認知を高められるようにする。

カ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

- 教科や道徳、総合的な学習の時間に、これからの情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術やモラルの指導を行うことに加え、専門的な知識を持った業者等の協力も得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性やいじめ等のトラブルへの対処法についての学習を行い、最新の技術を適切に活用できる能力や態度を育てる。

例えば

目の前に相手がいらない状況の中で書き込み、やり取りされた文章が、お互いにどう受け止められているかということを経験的に学ぶことによって、SNSの特性や使用上の留意点について学習する取組や各地域のスマホサミットなどが考えられる。

キ 教職員の指導力の向上

- 学校の実態を踏まえた上で、各種資料を活用した研修を実施し、生徒指導提要に定める発達支持的生徒指導の重要性や、いじめ問題への対策を実施する上での留意点などについて、教職員間の共通理解を図る。
- 全ての教職員が早期にいじめを発見し、すぐに相談に応ずるなどの対応ができるよう、各種心理検査等を活用したいじめの認知能力や対応能力の向上に努め、いじめを生まない集団づくりを進める学級経営力の向上を図る。
- 発達障害、性同一性障害等に関する正しい理解、SNS等の利用実態やネット上のいじめに対する指導のあり方等、今日的な課題についても、積極的に研修を行い、共通理解に基づいた指導を行う。
- 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、児童生徒のいじめを助長することのないよう、指導のあり方に注意を払うとともに、教職員が児童生徒から信頼される存在となるよう、自らの規範意識を絶えず見つめ直す。
- 児童生徒一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、学級経営や教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上に努める。

ク 特に配慮が必要な児童生徒への対応

- 発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生

徒、性同一性障害等の児童生徒、災害や大規模事故等により被災等した児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に研修を実施し、保護者や関係機関等との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行う。

ケ 家庭や地域の関係団体との連携強化

- 学校は、保護者や地域の方、関係機関等の理解・協力を得ながら、連携して児童生徒を見守り、健全な成長を図るため、授業参観日や学校行事だけでなく、日頃から積極的な学校公開や情報発信に努める。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、ネット上のいじめも含めた今日的な課題や様々な問題に起因するいじめ問題についての研修を行ったり、協議したりする機会を設け、家庭や地域での児童生徒への関わり方を共に考え、支援する地域ぐるみの取組を地域連携担当教員を中心に推進する。

例えば

いじめ問題の重大性や家庭教育の大切さ、ネット上のいじめ等について理解してもらうための講演会を、全ての保護者が参加する入学説明会等の機会を利用して開催したり、「いじめについて考える週間」に、生徒会の「いじめ防止宣言」づくりとタイアップして、「いじめ防止標語」の募集を保護者や地域の方に行い、地域全体の意識を高めたりすることなどが考えられる。

② いじめの早期発見

ア 教職員による観察や情報交換

- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 児童生徒の小さな変化に気づいた場合、教職員は、気づきメモの交換やミニケース会議などの工夫を行い、短時間でも時間を確保して、常に情報の共有を図る。
- P T Aや地域の関係機関、放課後子ども教室や学校支援地域本部などから、いじめについての情報も得ることができるよう、窓口の周知や情報提供の依頼を定期的に行う。

イ 定期的なアンケート調査等の実施

- 児童生徒の生活実態について、1人1台端末の活用を含めた定期的な

アンケート調査や教育相談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

例えば

定期的なアンケート調査や教育相談の実施だけでなく、日頃から、すべての児童生徒に声をかけるよう努めるとともに、気になる児童生徒には、周りの児童生徒との関係に配慮しつつ、教職員の方から適切な機会をとらえて声をかけて相談を行う「チャンス相談」の取組を充実させることなども考えられる。

ウ 校内の教育相談体制の活用

- 児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるよう校内の教育相談体制を整備するとともに、日頃から児童生徒の頑張りなどについて保護者への連絡や児童生徒への声かけなど、児童生徒や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。
- スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。

エ 校外の相談機関等の周知

- 学校外の県青少年総合相談センター、県総合教育センター等に設置している面談・電話等による相談窓口について、児童生徒や保護者に対する周知や広報を継続して行う。

オ SNSを含むネットの利用実態の把握と指導

- アンケート調査や教育相談等の様々な機会を利用して、児童生徒のSNSを含むネットの利用実態の積極的な把握に努め、人間関係のトラブルにならないように指導する。
- ネット上のいじめは顕在化しにくいという特性を十分理解し、小さな兆候や情報であってもいじめに関わる内容を把握した際には、いじめ対策委員会を中心とした教職員間で情報を共有し、該当の児童生徒と関わりを持ち、いじめの実態を把握して指導を適切に行う。

③ いじめへの対処

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

- 児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。
- けんかやふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにすることなく、その場でその行為を止め、児童生徒から経緯を丁寧に聴き取る。
- 児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴し、対応する。
- 小さな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

イ 教職員の組織的な対応

- いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反するおそれもある。
- いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒を徹底して守り通す姿勢で対応する。

ウ 警察との連携

- 警察は、学校の重要なパートナーであることから、あらかじめ連絡窓口となる職員の指定を行っておき、日常的な情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- いじめの対処に当たり、警察に相談・通報を行いうることについて、入学式等の場において保護者等にあらかじめ周知しておく。
- 法第23条第6項の規定により、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるいじめ事案等については、直ちに警察へ相談・通

報を行い、適切に援助を求める。

なお、学校のみで対応するか判断に迷う場合でも、いじめられた児童生徒の保護者の安心感につながりうることや、犯罪行為に該当しなくとも重大な被害が生じている又は重大な被害に発展しうる場合は、警察における注意・説諭に期待ができることから、積極的に警察へ相談・通報をする。

エ いじめられた児童生徒とその保護者への支援

- いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。
- 家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- 状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。
- 学校は、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する責任があり、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続する。

【重要】

指導の過程で、いじめた児童生徒の側から「いじめられた子にも問題がある。」といった主張がある場合も考えられる。こうした場合に、教職員は、仮にいじめられた児童生徒に何らかの指導が必要な事項があったとしても、それをもっていじめてよい理由には絶対にならないことを、毅然とした態度で指導する必要がある。いじめられた児童生徒に指導が必要な事項がある場合には、いじめという方法でなく、教職員の適切な指導により別に解決すべきであることを、関係している児童生徒に理解させることが重要である。

オ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言

- いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

- いじめを確認した場合、学校は「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、再発防止の措置をとる。
- 正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- 保護者に対する継続的な助言を行えるよう、成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題等を解決するための具体的な対応方針を決める。

【重要】

教職員が、いじめた児童生徒に自らの行為を振り返らせる指導を行う中で、いじめを行った背景に、学校生活におけるストレスや家庭環境における不安定要因があると考えられる場合には、心理的な孤立感を与えないようにしながら、児童生徒理解に基づく粘り強い指導を行い、いじめの背景にあるストレスや要因を取り除いて、心の安定を図ることが必要である。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言や協力を効果的に活用することも考えられる。

カ いじめの事実調査

- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した児童生徒から聴取を行う。
- 事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童生徒が卒業するまでは保管する。当該児童生徒が転校した場合においても、同様に卒業年次までは保管する。ただし、重大事態として対処したものについては、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」）

キ 他の児童生徒への働きかけ

- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、

いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

- いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

ク いじめの解消と継続的な指導

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(イ) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

ケ ネット上の不適切な書き込み等への対処

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、必要に応じて県教育委員会が行うネットパトロール事業による監視に加え、定期的なアンケート調査や教育相談等によるSNS等の利用実態の把握も踏まえて、削除要請や指導を行うなど適切に対処する。
- ネット上の不適切な書き込み等を行った児童生徒が特定できる場合には、加害の児童生徒に対して、被害児童生徒に与える影響の大きさについて、十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的なケアを行う。
- 特定できなかった場合においても、その都度、情報モラルや法的責任についての全体指導を行い、被害者が受ける心の痛みを想像させることや軽はずみな行動でも法的責任が問われることなどを指導する。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」により適切に対応する。そのためには、全ての教職員が、法、基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び生徒指導提要（改訂版）を理解し、学校の基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対処を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。

本基本方針では、県教育委員会が所管する県立学校及び県総務部総務学事課が所轄する私立学校における重大事態への対処について示す。

市町村立学校の対処については、市町村のいじめ問題対策基本方針（以下「市町村の基本方針」という。）等において示されるものであるが、県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、法に基づいた適切ないじめ問題への対策のための組織を設置するなど、必要な対策を講ずるように要請するとともに、必要な助言又は援助を行う。

（1）学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した際に行われる調査は、特定の個人の責任追及や懲戒を主たる目的とするものではなく、学校の設置者と学校が事実に向き合い、発生した事態に適切に対処するとともに、いじめられた児童生徒の適切な支援

や同種の事態の再発防止を図るために主体的に取り組むものである。

なお、調査において、学校の設置者と学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実我真摯に向き合い、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に努めなければならない。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態

- 学校の設置者（県立学校にあつては県教育委員会、私立学校にあつては学校法人をいう。以下同じ。）又は学校は、次のいずれかに該当する場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同様の事態の発生の防止に資するため、その下に組織を設け、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（ア） いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（イ） いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※年間30日を目安とするが、それに至らなくとも早期に対応する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てが学校又は学校の設置者にあつたときは、その時点での学校の判断に関わらず、重大事態が発生したものとして速やかに報告・調査等に当たる。
- 私立学校に関して同様の申立てが県にあつた場合は、県は学校及びその設置者に速やかに通報し、関係法令及び本基本方針に沿った適切な対処を指導する。

イ 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、法の規定に基づき、県立学校は県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は知事へ報告する。

ウ 調査の主体

- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織と

するかについて判断する。

- 調査の主体は、学校が主体となってしまう場合と、学校の設置者が主体となってしまう場合がある。

エ 調査を行う組織

(ア) 学校が調査主体となる場合

- 校内に法第22条に基づき設置したいじめ対策委員会を母体として重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設置する。
- 特段の事情がある場合を除き、公平性・中立性を確保するため、第三者性が確保された調査組織となるように努める。
- 学校の設置者は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

(イ) 学校の設置者が調査主体となる場合

- 次のいずれかに該当する場合には、学校の設置者の下に専門的知識等を有する第三者により構成される組織（県立学校の場合は、専門委員会を活用）を設けて調査を行う。

- a 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合
- b 学校の教育活動に支障が生ずるおそれがあるような場合

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況等について、可能な限り網羅的に調査し、事実関係を明確にする。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、個

別の事案が広く明らかになることにより、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

カ 調査中の支援及び配慮

- 重大事態への対処に当たっては、調査の実施と並行して、いじめられた児童生徒の心身の状況に十分配慮し、安心して学校生活や学習を継続できるよう、必要な支援及び環境調整を行う。

キ いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

- 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂 文部科学省）に基づき自殺の背景調査を実施する。
- 亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめられた児童生徒やその保護者への情報提供

- 学校の設置者又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。

イ 調査結果の報告

- 県立学校及び私立学校に係る調査結果は、知事に報告する。
- 上記のアの説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の報告を受けた知事は、この報告に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

知事は、再調査を行う場合は、「岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会」を設ける等の方法で調査を行う。その構成員は、このいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、この調査の公平性・中立性を図る。

再調査の実施主体は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。

Ⅲ その他の重要事項

1 いじめ問題への対策の点検・評価

県の基本方針に基づくいじめ問題への対策が、本県の状況に即して効果的に機能しているかについて、毎年度、連絡協議会において点検・評価し、必要に応じてその対策の内容や取組の方法を見直す。

2 岡山県いじめ問題対策基本方針の見直し

県は、県の基本方針の策定から3年毎の経過を目途として、本県の状況及び法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、県の基本方針の見直しを連絡協議会において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。加えて、県は、市町村の基本方針及び県立学校における学校の基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

岡山県いじめ問題対策基本方針の内容における「県が実施すべき施策」と「学校が実施すべき取組」の構成

いじめ問題への対策に関する基本的な認識と考え方	県が実施すべき施策	学校が実施すべき取組
<p>① いじめの未然防止 P4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな情操や道徳心、人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する能力の素地や自己指導能力を育成 ○ ストレスに適切に対処できる力 ○ 児童生徒の訴える力を育成、互いを支え合う風土の醸成 ○ 自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや落ち着いた学習等の基礎になる学習規律の定着 ○ 教職員の資質向上 ○ 対策等を点検・評価し改善に生かす仕組みの確立 ○ SNS等の普及に伴う、情報モラルに関する教育や保護者への就学前からの啓発 <p>(学校・家庭・地域の連携) P6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発 ○ 学校が、家庭や地域と連携していく中で、児童生徒への関わり方等について啓発 ○ 就学前からの相談窓口の周知 <p>(保護者の責務) P7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等の育成 ○ 学校等が講ずるいじめ問題への対策に協力 	<p>① いじめの未然防止 P8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育及び体験活動等の充実 ○ 「いじめについて考える週間」を中心とした児童生徒による主体的な活動の支援 ○ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成 ○ いじめ問題への対策のための調査研究成果の普及 ○ 教職員の資質能力の向上と教育相談体制の充実 ○ 学校評価・教員評価への指導・助言 ○ ネット上のいじめについての児童生徒の教育や保護者の啓発の促進 ○ 岡山県いじめ問題対策連絡協議会の設置による関係機関等との連携の強化 ○ 「親育ち応援学習プログラム」を活用した家庭への支援 	<p>① いじめの未然防止 P15</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内指導体制の確立 ○ 児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成 ○ いじめを法的な観点から考えさせる取組 ○ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進 ○ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり ○ 教職員の指導力の向上 ○ 学校いじめ問題対策基本方針の策定 P13 ○ PDCAサイクルによる取組の点検・改善 ○ ネット上のいじめに対処できる能力等の育成 ○ 特に配慮が必要な児童生徒への対応 ○ 家庭や地域の関係団体との連携強化
<p>② いじめの早期発見 P5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小さな変化に気づく力の向上 ○ いじめを隠したり軽視したりすることのない積極的な認知 ○ いじめを訴えやすい環境の整備 ○ SNS等の利用実態の把握と指導 	<p>② いじめの早期発見 P11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な調査等の実施についての指導・助言 ○ 相談体制の充実 ○ 「ネットパトロール事業」等によるネット上の書き込みの監視 	<p>② いじめの早期発見 P19</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員による観察や情報交換 ○ 定期的なアンケート調査等の実施 ○ 校内の教育相談体制の活用 ○ 校外の相談機関等の周知 ○ SNSを含むネットの利用実態の把握と指導
<p>③ いじめへの対処 P6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報共有した上で、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保 ○ いじめたとされる児童生徒への事情の確認と適切な指導 ○ 組織的な対応を可能とするような体制整備 ○ 十分な効果を上げることが困難な場合の関係機関との適切な連携 	<p>③ いじめへの対処 P11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や市町村教育委員会への支援といじめの解消 ○ スクールソーシャルワーカー等を活用しいじめの背景要因への対応 ○ 出席停止に係る措置 ○ いじめの当事者間の学校が異なる場合における連携協力体制の整備 ○ 学校と警察との連携の推進 	<p>③ いじめへの対処 P20</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの発見や相談を受けたときの対応 ○ いじめられた児童生徒とその保護者への支援 ○ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言 ○ 教職員の組織的な対応 ○ いじめの事実調査 ○ 他の児童生徒への働きかけ ○ いじめの解消と継続的な指導 ○ ネット上の不適切な書き込み等への対処 ○ 警察等の関係機関との連携

参考資料 1

各発達段階におけるいじめの特徴とその対処例

(注) 下記の特徴や対処例は、児童生徒の発達理論に基づいた例示であり、実際の対応は、発達の個人差や地域の実情等を考慮して行う必要がある。

【小学校低学年】

特 徴 …自己中心性や人との関わり方の不器用さが残る

この時期の児童は、まだまだ自己中心性が残っており、我慢ができなかったり、自分の感情を上手に表現できなかったりするなど、他者への関わり方の不器用さから相手に不快感を与えるなどの行為が、相手側にいじめと受け取られる場合が多いとされている。

対処例 …行為がどのような意味を持つか考えさせる

起こったトラブルに対しては、自分の非を素直に認めて謝る、納得できたら許す、仲直りするなどの経験を繰り返し、子どもたちの社会性を形成していくなど、行為が起こらないようにすることよりも、行為がどのような意味を持つか考えさせる機会としてとらえ、丁寧に対応していくことが必要である。また、家庭のスマホやタブレット等を自ら手に取り使用する際には、ネットに関する正しい知識を家庭内で共有し、使用に関する家庭内のルールを決めて守るよう、教えていく必要がある。

【小学校中学年】

特 徴 …小グループ遊びを好み、仲間はずれや無視も見られる

3～5人のグループ遊びを好む傾向にあり、本能的に他者と秘密を共有したり、共通の攻撃対象を持つことで連帯感を強めようとする心理から、仲間はずれや無視などの心理的ないやがらせが見られたり、自分たちの集団とは異なる雰囲気を持った相手を排斥しようとする行為が見られやすいとされている。

対処例 …より良い関わり方について考えさせる経験を積ませる

子どものグループ形成や、グループ内での人間関係などを注意深く観察する必要がある。行為の主体者は、遊び感覚でふざけているつもりでも、行為の対象者はいじめられたと感じている場合が多いので、不快な感情をきちんと言葉にして伝えさせたり、より良い関わり方について考えさせたりする経験を積ませることが必要である。表面的な現象だけを見て、いじめの存在を見落とすことがないよう、教師自身がいじめとふざけの違いをしっかりと認識して対応することが必要である。また、ネットを通じて情報を手に入れたり、人と関わったりするときにトラブルが起きる可能性があるため、ネットに関する正しい知識を伝えることが必要となる。

【小学校高学年】

特 徴 …対抗意識が強くなり、いじめを認めない割合が増加する

クラスの間関係だけでなく、校内・校外に友達関係が広がることから、逆に所属するグループへの同調意識が強くなり、心の中では悪いと思いつつも「みんながするから」という理由で自分を守ろうとする傾向が生まれ、小集団同士の対抗意識からいじめに発展するケースや、いじめがあっても、それを認めようとしない割合が増加することが多いとされている。

対処例 ……何をすれば良いか、自分の行為を客観的に見つめ直させる

「いじめ」に対しては多くの子どもが「いけないこと」と考えており、状況に応じた自分の役割の把握や仲間とのもめごとを解決するために具体的に何をすれば良いか考え、自分の行為を客観的に見つめ直させることにより、正しく善悪の判断ができるよう支援する必要がある。また、SNS等のネット利用による人間関係のトラブルに対する危険性等の認識を深める必要がある。

【中学校】

特 徴 ……優位性を誇示するいじめや結束を図るためのいじめが見られる

納得いかないことがあったときや、やりたいことを制限されたとき、仲間の同意が得られなかったときなどに発生するストレスを、自分の中で解消しようとして増幅されるイライラやモヤモヤした感情が健全に発散されなかった場合に、他者への攻撃という形で表出されやすいとされている。

その行為によって仲間内での優位性を誇示しようとするいじめや仲間同士の結束を図るためのいじめなどが多く見られ、認知件数も小学校よりかなり増加し、ネット上のいじめの割合も増加するとされている。

対処例 ……感情コントロールの方法を学ばせ、自分を見つめさせる

ストレスをためすぎないように工夫するストレスマネジメントや「怒り」と上手につき合うためのアンガーマネジメントなどの感情コントロールの方法を学ばせ、落ち着いて自分の行為を客観的に見つめ直すことができるよう支援することが必要である。

また、ネット上のコミュニケーションの特性を十分に理解させ、情報モラルについての指導も進める必要がある。

【高等学校】

特 徴 ……方法の巧妙化、加害行為の正当化が見られる

高校生になると、ある程度個人が確立されていくことで、主体性が高まるため、周りに流されて集団で一人をいじめるような行為は減少する。結果的に、認知件数では、中学校よりやや減少しているが、対象者に対する直接的な行為だけでなく、スマホ等を介したSNSなどへの誹謗中傷の書き込みなど、ネット上のいじめが目立つようになるなど、いじめの方法や内容が巧妙化し、バリエーションも多様化するとされている。

また、いじめの愚かさを悟る一方で、加害行為を正当化することも多くなる。さらに、傍観者のスタンスをとったり、醒めた目で客観視する傾向も強まるとともに、被害生徒も「仕方のないこと」と諦めてしまい、教員や保護者に相談しなくなる場合もあり、いじめの行為が見えにくくなりやすいとされている。

対処例 ……積極的な認知と信頼関係構築に努め、生徒の意識の高揚を図る

いじめの見えにくさから、重大事態に陥る危険性が高いことを常に意識し、SNS等の利用の実態も含めて、積極的な認知に努め、いじめの構造を正確にとらえた対処を行うとともに、日頃から生徒との信頼関係づくりに努めるなどして、相談がしやすい環境づくりを行ったり、生徒の自主的な活動等により、生徒の意識の高揚を図ったりする取組が必要である。

ネット上のコミュニケーションのあり方についても、継続した指導が必要である。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 設置者に重大事態の発生を報告
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- 地方公共団体の長等に報告（公立：学校から設置者を經由、私立：学校から都道府県知事）

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する機会があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 調査者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生の報告（設置者から地方公共団体の長へ報告（公立））

【重大事態】

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい（この機関は平時からの設置が望ましい）。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分に配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専門的に取り組む教職員の配置などの人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校から調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

参考資料3

○平成25年度以降のいじめ問題に関する国の通知等

- ・学校等と法務省の人権機関との連携強化について（平25.4.2 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・いじめ防止対策推進法の公布について（平25.6.28 初等中等教育局長 高等教育局長通知）
- ・いじめ防止基本方針の策定について（平25.10.11 初等中等教育局長 高等教育局長通知）
- ・いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について（平26.3.10 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（平27.3.31 初等中等教育局長通知）
- ・いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（平27.8.4 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（平28.3.18 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について（平28.12.16 初等中等教育局長通知）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（平28.12.22 初等中等教育局長通知）
- ・児童生徒の教育相談の充実について（平29.2.3 初等中等教育局長通知）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（平29.2.16 初等中等教育局長通知）
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（平29.3.16 初等中等教育局長 生涯学習政策局長 高等教育局長通知）
- ・原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について（平29.4.11 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）（平30.3.26 初等中等教育局生徒課長通知）
- ・学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について（通知）（平30.12.27 初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）（令5.2.7 初等中等教育局長通知）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）（令6.8.30 初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）
- ・児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について（通知）（令7.12.26 初等中等教育局長通知）

○ 参考資料一覧

いじめの重大化を防ぐための留意事項集
(こども家庭庁、文部科学省)



いじめの重大化を防ぐための研修用事例集
(こども家庭庁、文部科学省)



いじめ対策に係る事例集
(文部科学省)



いじめの問題に対する取組事例集
(文部科学省)



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
(文部科学省)



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
チェックリスト
(文部科学省)



児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針
(文部科学省)



生徒指導提要
(文部科学省)

